

上尾市告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、上尾市都市整備部建設管理課において、令和8年3月31日から同年4月14日まで（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）における午前8時30分から午後5時までの間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

上尾市長 畠山 稔

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
10267号線	上尾市大字小敷谷字南前328番地先から 上尾市大字小敷谷字西通1064番地先まで	令和8年3月31日
10774号線	上尾市大字小敷谷字南前330番地先から 上尾市大字小敷谷字西通1083番地先まで	令和8年3月31日
20404号線	上尾市弁財二丁目95番地先から 上尾市弁財二丁目90番地先まで	令和8年3月31日
50124号線	上尾市東町一丁目1482番地先から 上尾市東町一丁目1482番地先まで	令和8年3月31日
50340号線	上尾市大字上尾下字榎戸891番地先から 上尾市大字上尾下字榎戸901番地先まで	令和8年3月31日
50744号線	上尾市大字瓦葺字新堀付1726番地先から 上尾市大字瓦葺字新堀付1772番地先まで	令和8年3月31日
50767号線	上尾市大字瓦葺字前原2070番地先から 上尾市大字瓦葺字前原2061番地先まで	令和8年3月31日